

207号建物他自動火災報知設備整備

名 称	207号建物他自動火災報知設備整備	図面 番号	1 / 5
図 面 名 称	表 紙	仕 様 書 番 号	
		管 - 7 4	
	陸上自衛隊陸ヶ浦駐屯地業務隊	令和7年7月	

特記仕様書

1 役務名 207号建物他自動火災報知設備整備

2 役務場所 茨城県土浦市右廻2410 陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地 207号建物
霞ヶ浦飛行場 301号建物

3 役務概要 自動火災報知設備受信機基盤交換

4 一般事項

- (1) 本役務は、本仕様書による他、建築保全業務共通仕様書（最新版）（以下「保全仕様書」）によるものとする。
- (2) 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定公共建築工事標準仕様書、改修工事標準仕様書及び関係法令に従い実施すること。
- (3) 本仕様書に定められた内容に明示なき場合もしくは疑いを生じた場合は、官側と協議のうえ内容を確認する。
- (4) 本役務に必要な工具類及び消耗部品は、受注者の負担とするものとする。
- (5) 受注者は駐屯地内で作業を行う場合、区域への立ち入り及び行動（出入門手続・火気取扱い・作業用通行路等）は、駐屯地の規則及び関係者の指示を厳守して行うものとし、作業場所以外への立ち入りを禁止する。

5 現場管理

- (1) 現場における火災予防、安全衛生並びに在来施設等の保護には、十分注意を払うものとし、一切の責任は受注者が負うものとする。万一、災害及び事故が発生した場合には、速やかに監督官に報告するとともに、その指示に従うものとする。また、第三者等に損害を与えた場合は、受注者の責任において補償するものとする。
- (2) 作業時間は8時30分から17時までとし、土曜日、日曜日及び祝祭日の作業は原則として実施しないものとする。ただし、やむをえない場合は監督官と調整のうえ実施するものとする。
- (3) 必要に応じ、既存施設部分等について適切な養生を行うとともに、完成に際しては当該作業に関する部分の適切な後片付け及び清掃を行うものとする。

6 材料検査

- (1) 使用する材料は設計図書に定める品質及び性能を有する新品とすること。なお、特記なきものについては、JIS等規格品とする。
- (2) 現場に搬入した材料は、その種別ごとに、品質、数量について監督官の検査を受けるものとする。
- (3) 材料検査結果並びに長期保管等による変質等により工事に使用することが適当でないと監督官が判断したものについては、直ちに新品と交換し、再度検査を受けるものとする。

名 称	207号建物他自動火災報知設備整備	2 / 5
-----	-------------------	-------

7 関係書類

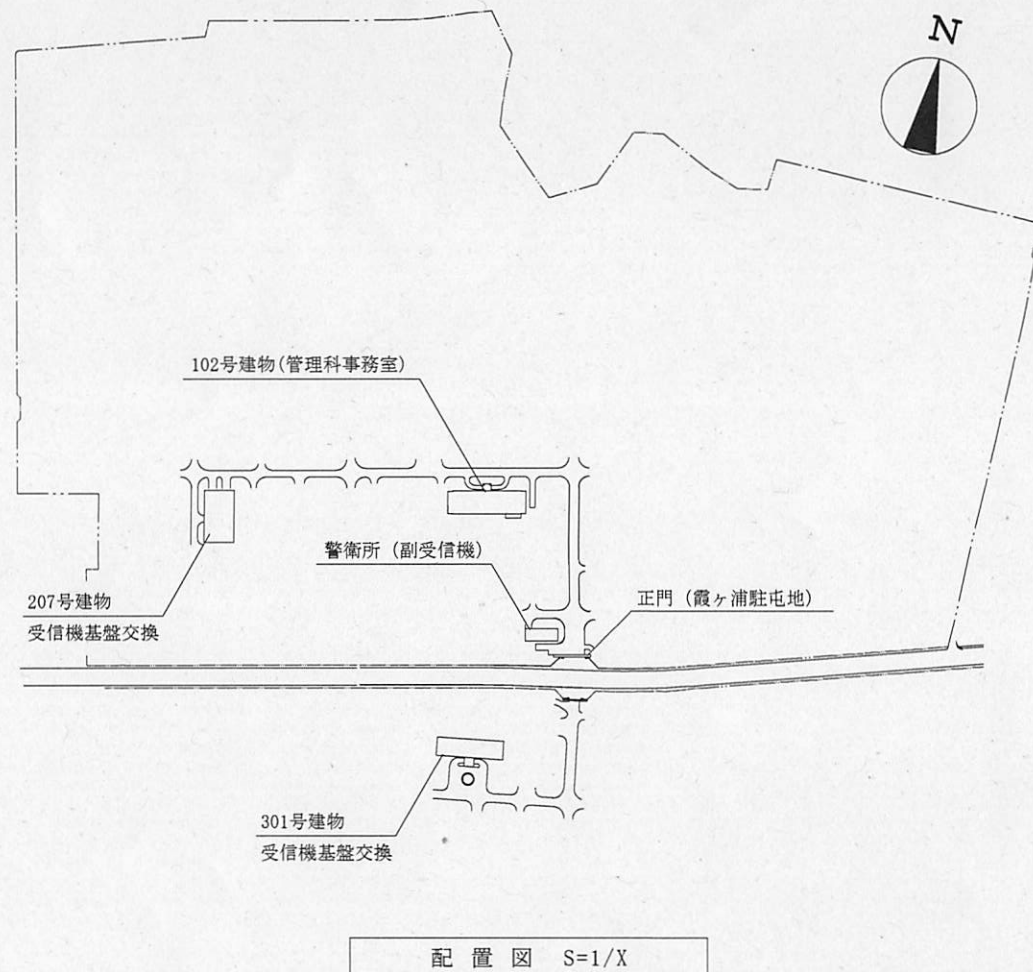
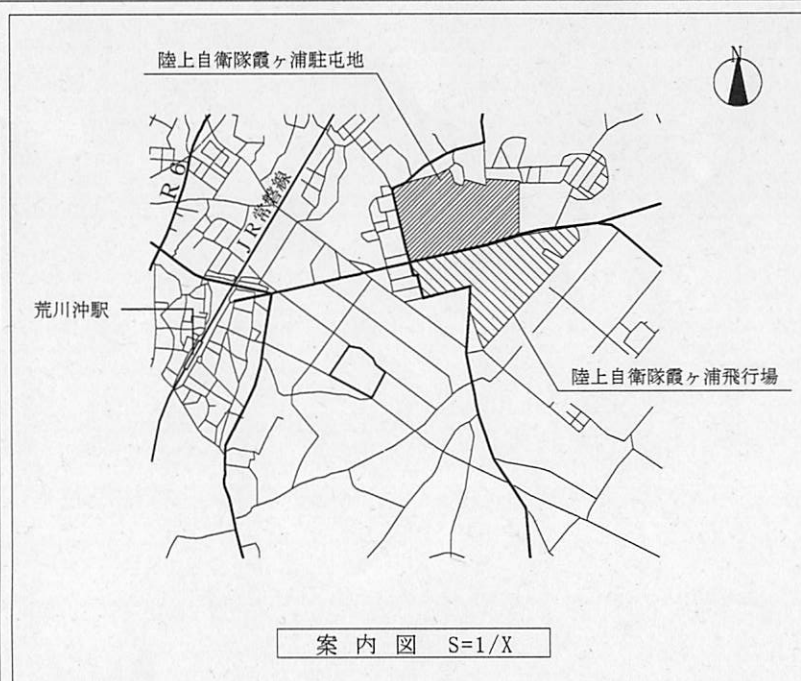
- (1) 契約後速やかに作業実施日を監督官と調整し監督官の承認を受けるものとする。
- (2) 作業に必要な申請及び提出書類は監督官の示す規格様式で作成し必要部数提出すること。
- (3) 作業写真撮影は受注者が実施するものとし、着手前の状況、各施工段階、完成及び完成後、明視できない箇所の施工状況並びに材料検収、その他監督官の指示するものについて黒板等を使用しサービス版サイズに整理したうえ、提出するものとする。

8 特記事項

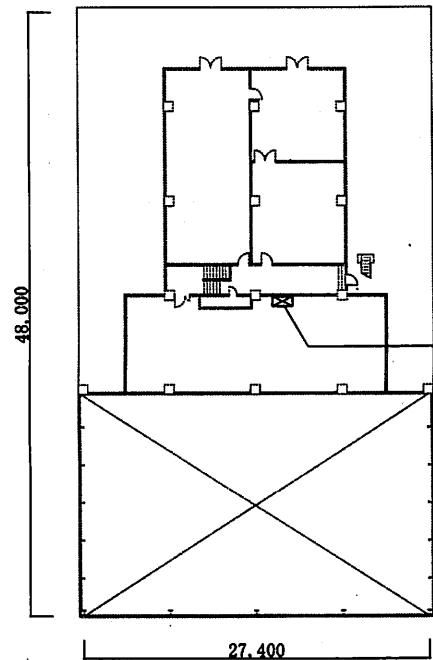
- (1) 作業内容は以下のとおり。

建物名	名 称	作業内容	備 考
207 号建物	自動火災報知受信機 (NDC 製) 25 回線	共通基盤交換 1 個 (AFT41332)	
301 号建物	自動火災報知受信機 (ニッパノ製) 40 回線	地区基盤交換 1 個 (PC-02068A)	

- (2) 作業に先立ち、事前に現地を確認すること。
- (3) 請負者は施工に関し十分な知識、経験及び技術を有し、かつ施工を完全に遂行できるものとする。
- (4) 作業完了後、監督官立会いのもと機能試験を行い正常に機能するか確認すること。正常に機能することを確認した後、『試験結果報告書 (様式随意)』を作成し、監督官に提出すること。

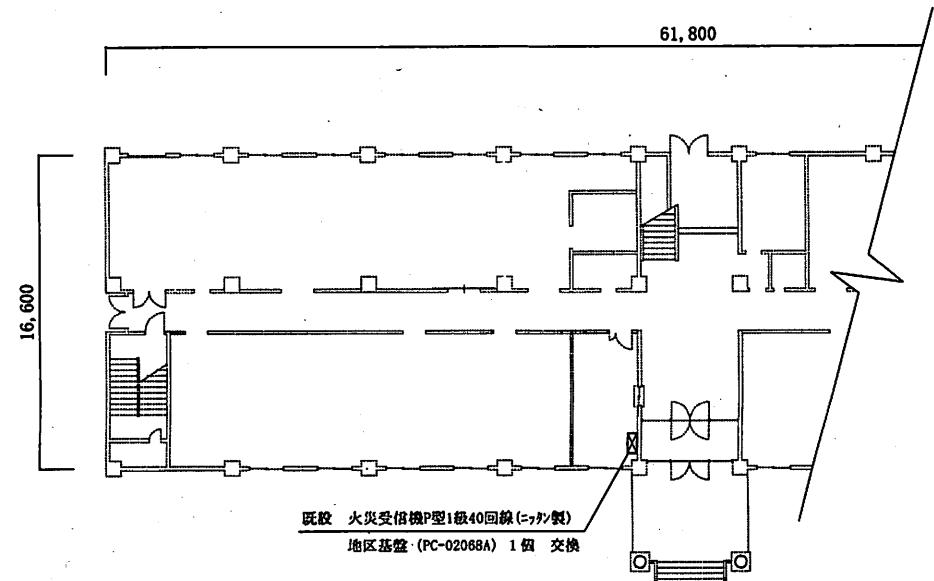


名 称	207号建物他自動火災報知設備整備	図 面 番 号	4 / 5
図 面 名 称	案内図・配置図	縮 尺	
		図 示	
陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地業務隊			令和7年7月



既設 火災受信機P型1級25回線 (NDC製)
NBP150AFA25
火災受信機用共通基盤 (AFT41332) 1個 交換

207号建物2階 平面図 S=1/X



既設 火災受信機P型1級40回線 (ニッパ製)
地区基盤 (PC-02068A) 1個 交換

301号建物1階 平面図 S=1/X

名称	207号建物他自動火災報知設備整備	図面番号	5 / 5
図面名称	207号建物2階平面図	縮尺	
	301号建物1階平面図	図示	
陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地業務隊			令和7年7月

ボイラー用燃料地下タンク等点検

名 称	ボイラー用燃料地下タンク等点検	図面 番号	1 / 7
図 面 名 称	表 紙	仕様書番号	
		管-76	
陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地業務隊			令和7年7月

特 記 仕 様 書

- 1 役 務 名 ボイラー用燃料地下タンク等点検
- 2 役務場所 茨城県土浦市右廻 2 4 1 0 陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地
本部地区及び飛行場地区 3 0 3 号建物他 2 棟
- 3 役務概要 地下燃料タンク清掃及び板厚点検 2 基
地下タンク及び地下埋設配管の漏洩点検 1 基

4 一般事項

- (1) 本仕様書は、「ボイラー用燃料地下タンク等点検」について必要事項を定めるものとする。
- (2) 本役務は、「本仕様書」「消防法」「危険物の規制に関する政令」「危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示」及びその他関係諸法令に基づき実施する。
- (3) 点検に必要な工具類、消耗品及び材料等はすべて請負者の負担とする。
- (4) 漏れの点検については、点検方法に関する知識及び技能を持った資格者（全国危険物安全協会が行っている地下タンク等定期点検技術者講習修了者）が実施する。
- (5) 請負者は、役務実施にあたり現場代理人を指名する。現場代理人は関係法令に従って現場管理に努め、関係者の監督、火災、盗難及びその他災害の防止について、十分な注意を払うものとする。
- (6) 本役務中に発生した事故・損害については、請負者が自ら責任を負うものとする。
- (7) 作業終了後には、当該作業に関する部分の清掃及び後片付けを実施する。
- (8) 仕様書に記載なき事項、不明な点は監督官との協議の上実施するものとする。ただし、軽微なものについては監督官の指示に従うこと。

5 特記事項

- (1) 地下燃料タンク清掃及び板厚点検
 - ア 該当するタンクは下表のとおり。

建物名	燃 種	仕 様	規 格	残油量
303	A 重油 1 種-1 号	鋼鉄一重殻 (埋設)	容量：8,000L 寸法：φ1,500×4,600L 本体：材質 SS41 板厚 銅板 6.0mm 鏡板 6.0mm	約 1,950L
322	A 重油 1 種-1 号	鋼鉄一重殻 (埋設)	容量：6,000L 寸法：φ1,400×4,000L 本体：材質 SS41 板厚 銅板 6.0mm 鏡板 6.0mm	約 2,400L

- イ 清掃前にタンク内の重油を請負者が準備するタンクローリーに移し替えること。
- ウ 清掃中に酸欠とならないよう、安全管理に十分留意する。
- エ タンク、付属品及び配管内を清掃、スラッジ抜き取り及び板厚点検（目視含む）を実施する。
- オ タンク、付属品及び配管内で清掃した洗浄液は抜き取り、ウエス等で拭き取ること。
- カ 作業完了後、タンクローリーの重油を各タンクに戻すこと。
- キ 清掃及び板厚点検実施後、重大な修理箇所を発見した場合は監督官に報告するとともに、修理見積書を提出するものとする。
- ク スラッジ及び洗浄液は場外処分とし産業廃棄物管理票（E票）を契約納期までに点検結果報告書とともに提出すること。

(2) 地下タンク及び地下埋設配管の漏洩点検

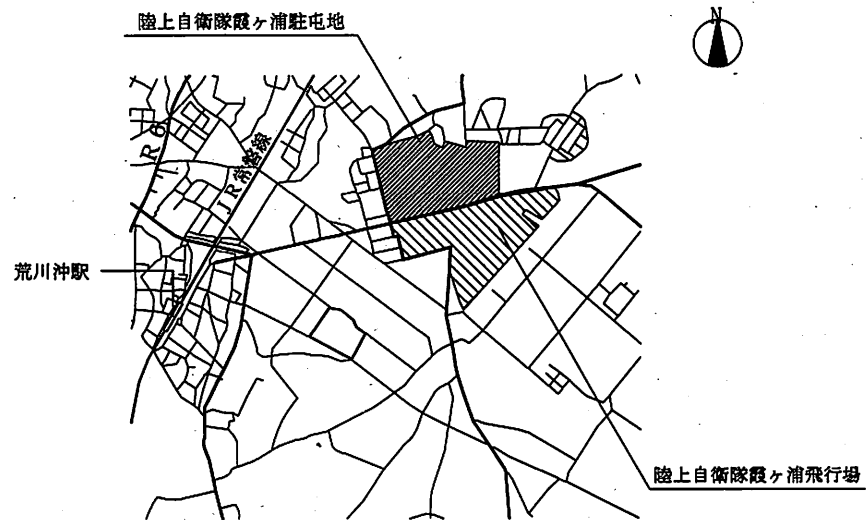
ア 該当するタンクは下表のとおり。

建物名	燃 種	仕 様	タンク容量	数量	残油量
224	A 重油 1 種-1 号	S F 二重殻（埋設）	10,000 L	1 基	約 5,000 L

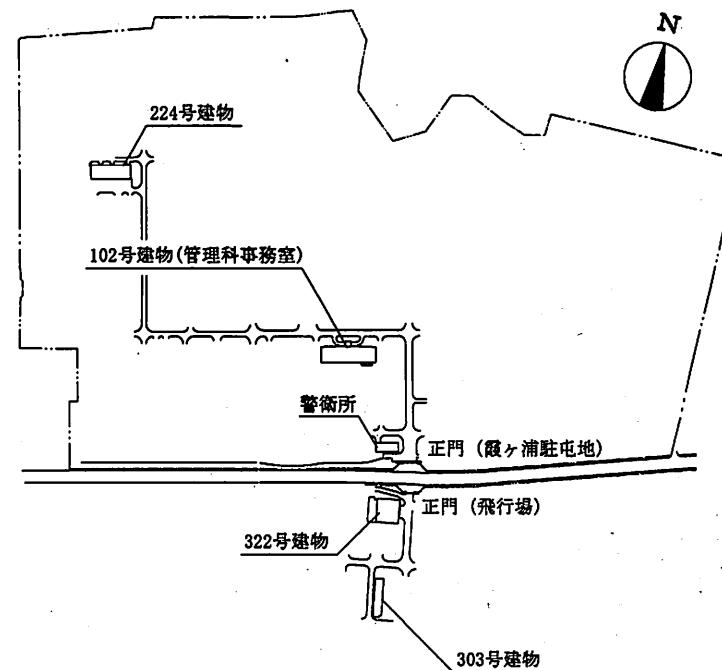
- イ ホースは導線入り耐油性ゴムホース等を使用する。
- ウ 移動性電線は、キャブタイヤケーブルを用いる。
- エ 点検機器は、全国危険物安全協会の承認を得たものを使用する。
- オ 点検範囲は、当該タンク及び地下埋設配管の危険物に接する全ての部分とする。
- カ タンク本体・地下埋設配管は、「危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示」に基づき、微加圧法、又はその他の方法により実施する。

(3) 共通事項

- ア 点検作業に伴い、次の各設備を目視等により点検し、異常の有無を報告すること。ただし軽微なものについては官側と調整のうえ、請負者において補修・清掃等を実施する。
 - (イ) 上部スラブの亀裂等の有無
 - (ロ) 通気口の取り付けの良否、引火防止網の脱落、腐食及び目詰まりの有無
 - (ハ) 配管の損傷及び腐食等の劣化の有無
 - (ニ) 外観の状況、基礎ボルト・固定金具の緩み、損傷、漏洩の有無標識の汚れの有無
 - (ホ) 標識の汚れの有無
- イ 本役務の実施により所轄消防への調整、届出手続き等の必要性が生じた際は、請負者が実施するものとする。この際、必要な用紙等の消耗品類等はすべて請負者の負担とする。ただし、所轄消防への点検結果報告については官側で実施する。
- ウ 役務写真はカラーサービス版程度とし、作業前、作業中、作業後、その他監督官の指示する箇所を撮影し、アルバムに整理のうえ、結果報告書とともに提出すること。その他監督官の指示する書類を提出すること。
- エ 作業に先立ち請負者は、速やかに監督官と作業日程について調整を行うものとする。
- オ 地下燃料タンク清掃・板厚点検については令和8年2月末までに、地下埋設配管の漏洩点検については、令和7年10月末までに現場作業を完了させること。

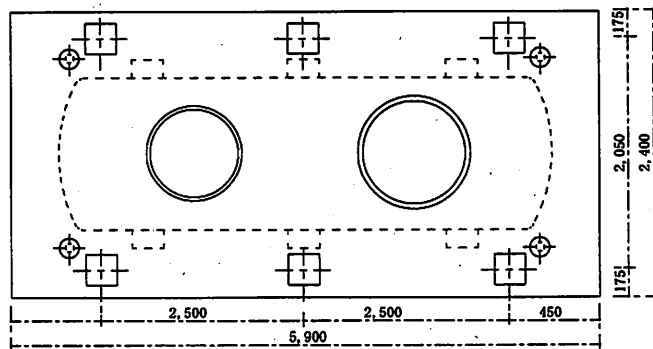


案内図 S=1/X

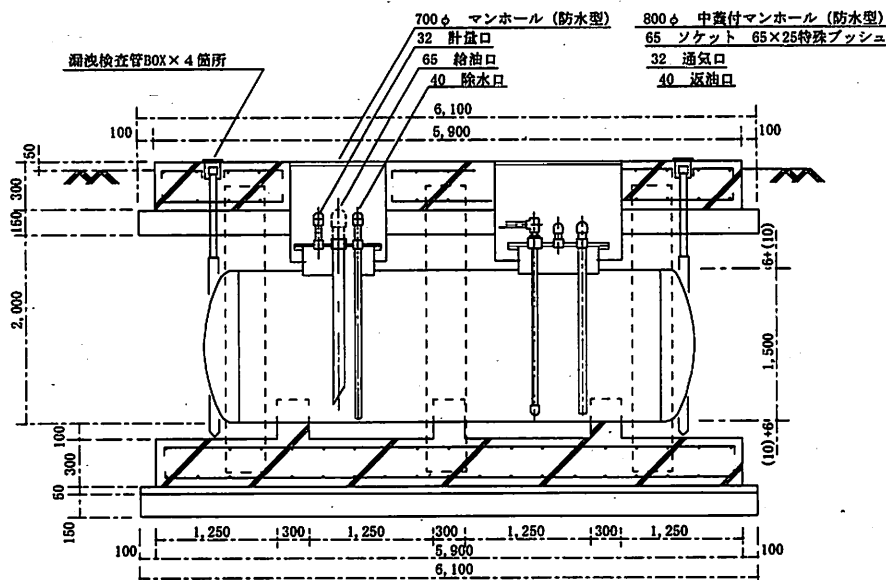


配置図 S=1/X

名称	ボイラー用燃料地下タンク等点検	図面番号	4 / 7
図面名称	案内図・配置図	縮尺	
		図示	
陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地業務隊		令和7年7月	

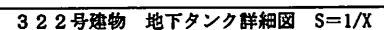
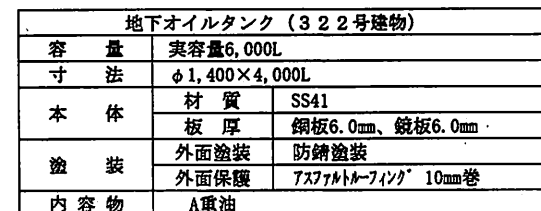


地下オイルタンク（303号建物）		
容 量	実容量8,000L	
寸 法	φ1,500×4,600L	
本 体	材 質	SS41
	板 厚	銅板6.0mm、鏡板6.0mm
塗 装	外面塗装	防錆塗装
	外面保護	アスファルトルーフィング 10mm巻
内 容 物	A重油	



303号建物 地下タンク詳細図 S=1/X

名 称	ボイラー用燃料地下タンク等点検	図 面 番 号	5 / 7
図 面 名 称	303号建物地下タンク詳細図	縮 尺	
		図 示	
随上自衛隊霞ヶ浦駐屯地業務隊		令和7年7月	



名 称	ボイラー用燃料地下タンク等点検	図 面 番 号	6 / 7
図 面 名 称	322号建物地下タンク詳細図	箱 尺	
		図 示	
陸上自衛隊額ヶ浦駐屯地業務隊		令和7年7月	

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	仕 様 書 番 号	
産業廃棄物処理役務	霞ヶ浦駐業-V-0010-H	
	作成年月日	令和元年6月13日
	変 更	令和7年7月28日
	作成部隊	霞ヶ浦駐屯地業務隊

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地において排出・処理される産業廃棄物処理役務について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次による。

1.2.1 契約担当官

契約担当官とは、第413会計隊長をいう。

1.2.2 検査官

検査官とは、官側で指名した者をいい、主に完成検査等を実施する者をいう。

1.2.3 官側

契約担当官、検査官をいう。

1.2.4 契約業者

契約業者とは、本役務を請け負う者をいう。

2 一般的事項

この仕様書に規定しない事項は、契約業者の規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。

3 作業等に関する要求等

3.1 要求事項

要求事項は、役務指示書によって指定する場合を除き、次による。

- 契約業者は、本役務において、十分な知識と技術を有し、かつ役務を完全に遂行できる能力を有するものでなければならない。
- 契約業者は、作業中の施設周辺の清潔保持など環境保全上の保護を確実に行之、駐屯地及び周辺地域に被害を与えた場合は、契約業者の負担と責任において処置するものとする。
- 契約業者は、関係機関に対する諸手続き及び関係法令・規則及び条例などを遵守し、その運用はすべて契約業者の負担と責任において行うものとする。
- 契約業者は駐屯地で本役務を実施するにあたり、故意または過失により施設及び資材の破損などが発生した場合は、契約業者の負担と責任において処置すること。また、破損などを発見した場合は、速やかに官側の検査官に報告するものとする。

4 安全管理

作業中の安全管理については、すべて契約業者の責任で処置するものとする。

5 検査

駐屯地内において、処理物品等を搬出・積載完了後に検査官が実施する。

6 仕様書に関する疑義

この仕様書の内容に関して疑義を生じた場合は、契約担当官と協議するものとする。

産業廃棄物処理役務指示書

調達要求番号	SPX01A10045	仕様書番号	霞ヶ浦駐業-V-0010-H
調達要求年月日	令和7年7月28日	作成年月日	令和7年7月28日
物品番号等		作成部隊等名	霞ヶ浦駐屯地業務隊

1 品名区分数量等

(1) 産業廃棄物処分

No	品名	単位	数量	備考
1	廃タイヤ	kg	5,545	101全支整備工場裏
2	混合廃棄物	kg	1,394	

2 場所

茨城県土浦市右廻2410

陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地（101全支整備工場裏）

3 その他

(1) 履行日時については、官側と細部調整するものとする。

(2) 提出書類については、表-1による。

表-1 提出書類

No	書類名	部数	提出先
1	役務完了届	1	霞ヶ浦駐屯地 第413会計隊
2	マニフェスト	1	霞ヶ浦駐屯地 業務隊補給科補給班

4 細部調整先

第413会計隊 契約班（契約担当） 内線 2341

霞ヶ浦駐屯地業務隊 補給班（車両担当） 内線 2324